

警察本部長

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定し、平成26年1月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

千葉県警察の足跡取扱要領

1 趣旨

この要領は、千葉県警察における足跡の取扱いに関し、足跡取扱規則（昭和54年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）及び足跡取扱細則（昭和54年警察庁訓令第9号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 遺留足跡等の送付等

(1) 県本部捜査担当課長又は署長（以下「署長等」という。）は、規則第3条第1項の規定により採取した遺留足跡又は現場足跡（以下「遺留足跡等」という。）を刑事部鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）に送付するときは、当該足跡を撮影し、同写真の裏面に遺留足跡等写真票（別記第1号様式）を貼付したものを送付するものとする。ただし、早急に対照する必要がある場合は、この限りではない。

(2) 署長等は、前(1)の規定により送付をするときは、遺留足跡等管理簿（別記第2号様式）に記載し、遺留足跡等送付書（別記第3号様式）に当該写真を添付するものとする。

(3) 鑑識課長は、前記(1)の規定により送付を受けたときは、遺留足跡等受理簿（別記第4号様式）に記載するものとする。

3 遺留足跡等の対照

(1) 鑑識課長は、規則第4条第1項及び第2項の規定により対照した結果を遺留足跡等受理簿に記載し、署長等に通知しなければならない。

(2) 署長等は、前(1)の規定による通知を受けたときは、その結果を遺留足跡等管理簿に記載しなければならない。

4 遺留足跡等の保管

(1) 署長等は、採取した遺留足跡等及び同遺留足跡等を撮影したネガフィルムについては、次に掲げる期間保管しなければならない。

ア 送致（付）事件のうち、公訴の提起がなされたものについては、確定判決後1年が経過するまで

イ 送致（付）事件のうち、公訴の提起をしない処分がなされたものについては、処分決定後1年が経過するまで

ウ 未解決事件（共犯被疑者が未送致（付）の事件を含む。）については、公訴時効が成立するまで

(2) 鑑識課長は、前記2(1)の規定により送付を受けた遺留足跡等の写真については、3年間保管しなければならない。

(3) 署長等は、鑑識課長に送付した遺留足跡等に係る事件の被疑者が検挙され、又はその他の理由により、当該遺留足跡等を引き続き保管する必要がないと認めるときは、遺留足跡等削除通知書（別記第5号様式）により、鑑識課長に当該遺留足跡等の削除を依頼しなければならない。

5 警察庁に対する遺留足跡写真票の送付等

(1) 鑑識課長は、規則第5条第1項の規定により、遺留足跡写真票を警察庁刑事局犯罪鑑識官（以下「犯罪鑑識官」という。）に送付するときは、遺留足跡写真票作成処理簿（別記第6号様式）に記載するものとする。

(2) 鑑識課長は、犯罪鑑識官から規則第5条第3項の規定による通知を受けたときは、その内容を遺留足跡写真票作成処理簿に記載するものとする。

(3) 署長等は、鑑識課長から規則第5条第4項の規定による通知を受けたときは、その内容を遺留足跡等管理簿に記載するものとする。

6 他の都道府県警察に対する遺留足跡照会

- (1) 鑑識課長は、規則第6条第1項の規定による照会をするときは、遺留足跡写真票作成処理簿に記載するものとする。
- (2) 鑑識課長は、前(1)の照会の回答を受けたときは、その内容を遺留足跡写真票作成処理簿に記載するものとする。
- (3) 鑑識課長は、他の都道府県鑑識課長から規則第6条第2項の規定による照会を受けたときは、遺留足跡照会受理簿(別記第7号様式)に記載するものとする。
- (4) 署長等は、鑑識課長から規則第6条第3項の規定による通知を受けたときは、その内容を遺留足跡等管理簿に記載するものとする。

7 履物名称照会

- (1) 署長等は、鑑識課長に規則第8条第1項の規定による履物名称照会をするときは、遺留足跡等送付書の履物名称照会欄に「要」と記載するものとする。
- (2) 署長等は、前(1)の照会の回答を受けたときは、その内容を遺留足跡等管理簿に記載するものとする。

8 被疑者足跡照会

- (1) 署長等は、鑑識課長に規則第10条第1項の規定による被疑者足跡照会をするときは、被疑者足跡照会書(別記第8号様式)に被疑者足跡、被疑者の履物又はその両方を添付するものとする。
- (2) 署長等は、前(1)の照会をするときは、被疑者足跡照会簿(別記第9号様式)に記載するものとし、依頼を受けた鑑識課長は、被疑者足跡照会受理簿(県内用)(別記第10号様式)に記載するものとする。
- (3) 鑑識課長は、他の都道府県鑑識課長から規則第10条第3項の規定による被疑者足跡照会を受けたときは、被疑者足跡照会受理簿(別記第11号様式)に記載するものとする。
- (4) 署長等は、鑑識課長から規則第10条第2項及び第5項の規定による通知を受けたときは、その内容を被疑者足跡照会簿に記載するものとする。

9 足紋の対照等

- (1) 鑑識課長は、前記2(1)の規定により、署長等から送付を受けた遺留足跡等が足紋であると認めるときは、その内容を遺留足跡等受理簿に記載し、足紋確認通知書(別記第12号様式)に当該足紋(以下「現場足紋」という。)を添付し、署長等に通知するものとする。
- (2) 署長等は、前(1)の規定による通知を受けたときは、その結果を遺留足跡等管理簿に記載するものとする。
- (3) 署長等は、前記(1)の規定による通知を受けた場合において、捜査のため現場足紋の対照の必要があると認めるときは、鑑識課長にその対照を依頼することができるものとする。
- (4) 署長等は、前(3)の規定による現場足紋の対照を依頼するときは、文書により当該事件の被疑者から採取した足紋又は被疑者以外の者で犯罪現場等に足紋を残したと認められる者から採取した足紋を添え、行うものとする。
- (5) 鑑識課長は、前(4)の規定により対照した結果を署長等に通知するものとする。
- (6) 署長等は、前(5)の規定による通知を受けたときは、その結果を遺留足跡等管理簿に記載するものとする。

以下様式省略